

醍醐本法然上人伝記について

梶 村 昇

一

数ある法然上人伝記のうちに、京都醍醐の三宝院の宝蔵から発見された通称「醍醐本」といわれる伝記がある。この書の奥書に「法然上人伝記依_レ及_レ覽雖_レ為_ニ枝葉書_ノ之義演」とある。義演は三宝院第七十九世の座主であり、天正十三年（一五八五）七月准三宮の宣を蒙り、世に義演准后といわれた人である。永祿元年（一五五八）に生まれ、寛永三年（一六二六）四月に亡くなっているので、この書の筆写の時期は明確ではないが、寛永以前のものであることは間違いない。しかし、原本の字画、訓点等は鎌倉時代の古鈔本の風格をそのまま影写されているといわれている（望月信亨「浄土教之研究」九三七）。三宝院は真言宗に属しているので、座主義演にとっては、他宗の祖師である法然上人の伝記は枝葉に属するものではあるが、恐らく鎌倉期の稀少な古本であり、また、法然という高僧の伝記、語録でもあるので、筆写を企てたものであろう。内容は、1 一期物語、2 禅勝房への答、3 三心料簡事、4 別伝記、5 御臨

終日記、6 三昧発得記の六篇からなっている。

さて、この「醍醐本」の編者、成立年時に関しては、必ずしも一定していないが、おおよそ、編者は勢観房源智（一一八三―一二三三）の弟子であり、成立は法然没後三十年ころということになっている。というのは、この書の冒頭の署名のところに「見聞出勢観房」とあり、これは「見聞勢観房に出づ」と読めるところから、勢観房が見聞したものをその弟子が集録したものであって、勢観房の著作ということではない（望月前掲書）。と見たことに起因している。その後の研究書もほぼこれを踏襲している。

しかし、寡聞のいたすところではあるが、古記録の冒頭の署名欄にこのような用法のあることは珍しいのであって、これは何かの間違いではないかと思っていたところ、井川定慶師の「法然上人伝全集」所載の「醍醐本」には「見聞書勢観房」となっている。井川氏が原本を見て底本とされたことは、「出扱」の箇所「醍醐本、法然上人全集参照」とあることによって明らかである。私はまだ残念ながら原本を拝見する機会にめぐまれず、この夏、友人を煩わして奔走してみたが、ついにこの原稿の締切りに間にあわず、今、原本を見ないままに論を進めているわけである。ともかく、「出」と「書」の草書体はすこぶる似ているのであって、原本が果たしてそのいずれであるかは興味のあるところである。しかし、よしんば原本が確実に「出」であったとしても、これは筆写した義演が魯魚の誤りを犯したものと考えられるので、あえて原本を見なくとも推論できるものとしてペンを進める次第である。

もし署名欄が「見聞書勢観房」であったならば、いかにひねってみても「見聞書勢観房」とは読めないものであって、これは「見聞書・勢観房」であり、勢観房が法然から見聞したことを、自身で書いたということであり、著作の意味であり、「出」の場合と成立年時までも変わってくるわけである。それではいずれをとるべきかということになる

と、「醍醐本」の原本のいかんにかかわらず、これは「見聞書」が正しいと思う。理由の

第一は、「見聞出」という用法はあまり見当たらないのに対し、「見聞書」の用法は一般的であること。

第二は、もし、これが「出」であるならば、通常は「見聞出ニ於勢観房」というように、於、于、乎などの置辞があるのが通例である。

第三には、「醍醐本」の第一篇である「一期物語」とほぼ同文の一篇に「浄土随聞記」というものがある。これはすでに望月博士が「一期物語はその由来極めて古く、最も信憑するに足ると謂わざるを得ず。之に反し浄土随聞記はその文体頗る近代的にして、即ち一期物語につきその字句を修飾したる痕歴々たるを覚ゆ」(前掲書九四五)と、両者を詳しく比較研究した結論を述べていられるが、その通りであって、「浄土随聞記」は「一期物語」の書写本と考えられる。その「随聞記」には、はっきりと「勢観上人著」となっている。これは「随聞記」の筆者が「見聞書」というあまり一般的ではない言葉を、当時よく使われていた「随聞記」になおし、「勢観房」とあるのを、これまた一般的に「勢観上人著」と書いたということであろう。すなわち、当時においては、これは勢観上人の著作となっていたということである。

第四には、「一期物語」の内容をみてもわかるように、ほとんどが「或時物語云」とか「或時云」とかいう形で話が進められていて、しかも、「源空は」というように一人称的表現が多く見られるということである。これは勢観房が法然上人に直接聞いて、みずからそれを記録したという書きぶりであって、決して勢観房からの又聞きの手書きではない。

梶 村

第五には「一期物語」の

或時間云、智惠若可_レ為_ニ往生要事_ニ正直蒙_レ仰可_レ營_ニ修学_ニ、又以_レ但称名_ニ不可_レ有_ニ不足者_ニ、可_レ存_ニ其旨_ニ、以_ニ只今仰可_レ存_ニ如来金言_ニ候_ニ（法伝全七七七）

とあるのを、「東宗要」（浄全十一・九五）の四には「勢観上人問云」とし、良忠（一一九九—一二八七）は或時間うた人を勢観であるとしている。これは勢観房がみずから書いたものであるから、自分の問は当然のこととして名前を出さなかつたということであり、この箇所だけを引用した良忠は、これもまた当然のこととして勢観の問としたということである。これが勢観の弟子の集録であれば、ここに「或時勢観上人問云」としたはずではなからうか。

第六には「醍醐本」の第二篇にあたる「禪勝房への答」の第九問の所に

一念願為_レ不_レ及_ニ三念_ニ之機_上也、不_レ通_ニ尋常機者_ニ不_レ可_レ有_ニ上尽一形之积_ニ此积可_レ得_レ意_ニ（法伝全七八一）

とあるが、これは良暁（一二五二—一三二八）の「浄土述聞鈔」（浄全十一・五三九）に引用され「勢観伝上人とあって、「醍醐本」を勢観伝としている。このことは直ちに「醍醐本」を勢観著とみる材料にはならないが、ともかく勢観のものとして伝わっていたということだけは明らかに示す材料ではある。それに、後に述べる点で大きな意味をもつ。

以上、考えつく点だけを羅列してみても、これは勢観房がみずから筆をとって書いた「見聞書」とみることが正しいと思うわけである。まだ、そのほかにいくつかの理由も考えられるが、それは内容に触れるので、その中で申し述べたい。

次に、これが勢観房の著作であるとすれば、「醍醐本」六篇すべてを著作とみるか、それとも、その中の幾篇かだけを用いたのかという問題になる、「浄土随聞記」の筆者は「醍醐本」の中の第一篇「一期物語」だけを抜きだし、末尾に「一期物語」の方にはない「聖道門を以て方便教と為す出典を尋ねる文」二四〇字を加えて、「勢観上人著」としている。これから考えると、勢観房の著作は第一篇だけであって、他は後に添加されたもののように思われるのであるが、そう即断してはならないと思う。

というのは、通称第二篇とよばれている「禅勝房への答」は、これだけが独立して「西方指南抄」や「元享版和語灯録」に収録されているので、あたかも独立の一篇と見なされやすく、「醍醐本」も通例これを独立の一篇として数えて計六篇といっているのであるが、実はこれは「一期物語」の続篇なのである。なぜそう言えるかといえば、他の諸篇は、たとえば「別伝記云」「御臨終日記」というように別の項目を立てて記しているのに、この第二篇といわれる「禅勝房への答」は別立てにはなっていないのである。井川氏の「法然上人伝全集」は「禅勝房への答」と「」内にいれている。体裁からみても、「一期物語」が「或時云」という形をとっているのを、そのまま引きついで「或時、遠江国蓮花寺住僧禅勝房参上人、奉問種々之事、上人一々答之」という書きだしで始まっているのである。それに、先に引用した良晁の「浄土述聞鈔」は、この中の一文を「勢観伝」としているのは、この事実を示すものであろう。内容的にみても、法然の思想信仰を述べているものであって、前篇と何も変わったところはない。とすれ

ば、これは第一篇の「一期物語」の中に加えられているものであるから、少くとも、ここまでは勢観房の筆記にかか
るものとみることが出来る。第一篇と第二篇を区別する理由がないからである。

次に第三篇といわれている「三心料簡事」であるが、これは明らかに「一、三心料簡事」と別項立てになっ
てゐる。この篇は問題のあるところである。というのは他の諸篇はそれぞれ次に示すとおり括弧内の矢印のある記録に収
録されている。すなわち、「一期物語」(↓浄土隨聞記)、「禅勝房への答」(↓西方指南抄)、「御臨終日記」(↓正徳版拾遺語
灯録)、「三昧発得記」(↓西方指南抄)と。ところが、この一篇と「別伝記云」の一篇だけは他に所伝がない。「別伝記」
の方は、そのままの形の所伝がなかったとしても、その系譜にたつ諸伝があるので、とりたてて異とすることはな
いけれども、この一篇の所伝がないのは何か特別な理由があるように思われるのである。すなわち、これを伝えてはな
らない理由、あるいは、世間に発表してはならない理由が、である。

そう思ってこれを読むと、「むべなるかな」と思わせるものがある。当時においてはあまりにも過激な思想がこ
こに示されているのである。一いち引用することは繁雑なので、主なものの項目、一部内容だけを並べてみると、

一定善中自余衆行雖名是善、若比念仏者全非比較也云事、

叡山でやっている行など善とはいっても念仏に比べれば比較にならないほどのものだというのである。

一 造悪の機の念仏たること

一 此宗は悪人を手本と為し善人まで撰する也。

一 無智を本と為すこと。

一 此は罪惡の凡夫、但だ称名により往生を得ると云う事

- 一 戒定恵の三学全具たりと雖も、本願の念仏を修せざれば往生を得べからず。
 - 一 乃至一念即得往生の事
 - 一 善人尚を以て往生す。況んや悪人をや。口伝これあり
- 等々である。最後の一項など、まさに悪人正機そのものである。

三

ここで横道にそれるけれども、悪人正機のことについて述べておきたい。「善人なをもて往生をとぐ、いはんや悪人をや」という「歎異抄」の一節は、今日、あまりにも人口に膾炙され、親鸞の宗教の根本義であるとさえいわれている。それを認めることには吝かではないが、これは果たして親鸞の発明にかかる独自のものであろうか。今、みてきたように、それはすでに法然の語録として明らかにあった言葉なのである。

しかし、家永三郎氏は、法然の語録の中には善を正とし、悪を傍とする言葉が多く伝えられているし、「醍醐本」所載の悪人正機説は、（今、私が述べたように）他に所伝のない性質系統不明の記録であるから、しばらくこれを法然の思想から除いて考えてもよいであろうと言っている（『中世仏教思想史研究』）。たしかに、法然の語録の中には善正悪傍の表現をみることができると言っている。

- 一 （罪は十悪五逆のものむまると信じて、少罪をおかさじとおもふへし）罪人なおむまる、いはんや善人をや

（『黒田の聖人へつかわす御文』法全五〇〇）

二 五逆の罪人をあげてなほ往生の機におさむ、いはんや余の輕罪をや、いかにいはんや善人や（『往生大要抄』法全五〇）

などは、その代表的なものと言えよう。そのほかにも「大胡太郎実秀が妻室のもとへつかはす御返事」「十二箇条の問答」等にも同一立場のものと指摘できる。

しかし、また一方

一 無智の罪人の、念仏申て往生すること、本願の正意なり（『熊谷次郎直実に示す御詞』法全七一八）

二 弥陀如来汝がごときの罪人の為に、弘誓をたて給へる其中に、女人往生の願あり。然則女人はこれ本願の正機なり（『室の津の遊女に示される御詞』法全七一八）。

というような言葉も拾うことができる。後者はすべて偽書であり、前者のみ真撰書と断ずることはできない。とする、いずれが法然の真意であろうか。ここに一つ気づかせられることは、後者はたしかに「無智の罪人」「汝がごときの罪人」こそ本願の正意であり、正機であると説いているが、そこには善との比較はなされていない。善との比較がなされるときは、すべて前者、すなわち善正悪傍の表現をとっているということである。それならば、それが真意であろうか。しかし、そう早く断定することはできない。無智の罪人が本願の正意であると言っているのであるから。「選択集」から引用してみよう。

問うて曰はく、既に念仏をもって上上と名づけば、何が故ぞ、上上品の中に説かずして、下下品に至りて、しかも念仏を説くや。答えて曰く、豈前に云わずや。念仏の行は広く九品に亘ると。すなわち前に引く所の往生要集に、その勝劣に随つて、まさに九品に分つべしと云ふこれなり。加之、下品下生はこれ五逆重罪の人なり。しかる

に能く逆罪を除滅すること余行の堪へざる所、唯念仏の力のみにありて、能く重罪を滅するに堪へたり。故に極悪最下の人の為に、極善最上の法を説く所（第十一章・法全三三七）。

念仏は五逆重罪の人のために説いているという。ここにも直接には善との比較はなされていない。しかし、九品のうち、下下品の為に念仏が説かれたということは悪人正機の意と解して、どこに間違いがあるというのであろうか。

それならば、法然はなぜもつとはつきりと、悪人正機、否、悪正善傍を表明しなかつたのであろうか。これについては、多くの先学の言っておられるように、法然の真意は悪人正機説であつたが、「興福寺奏状」に見られる通り、道徳蹂躪の邪教という非難の集中を受けた事情から、公然とこれを表明することができなかったと言ふほかはない。親鸞も同じ状況下であつたにもかかわらず、彼の場合は述作中に、これに矛盾する言葉はどこにも見いだせないではないかということも言われる。しかし、その親鸞でさえ、善悪を比較して、悪正善傍をはつきり表明している箇所はどこにも見当たらないのである。

「歎異抄」の一節がそうではないかと言われるが、これについては増谷文雄氏の説を借用したい。氏は「歎異抄」の序文

竊ひそかに愚案を廻らして、粗ほ古今を勘うるに、先師の口伝くでんの真信に異なることを歎き、後学相統の疑惑あることを思ひそう。うんぬん

の一節を引き、「先師の口伝」とは法然をおいて考えることはできない。とすると、本文中の「まして悪人はとおほせさふらひき」とあるのは、法然が「おほせさふら」れたということであつて、それを親鸞が語り、弟子の唯円が筆記したものであると明らかにされた（「親鸞・道元・日蓮」三七以下）。すなわち、有名な「善人なおもて往生す」の一

節は、師法然の言葉の祖述なのである。親鸞の言葉の中でも、善悪を比較して、これほどはっきりと悪正善傍を標榜しているところはほかにはない。しかも、それは法然の言葉であったのである。「教行信証」にも「是を以て極悪深重の衆生大慶喜心を得」(「信巻」とか「微塵界の有情煩惱海を流転し、生死海を漂没し、眞実の回向心なし。是の故に如来一切の苦惱群生海を矜哀し」(同)とある。これは悪人正機を示しているものにはちがいないが、今引用した「選択集」の一節と、どこに思想的相違があるろうか。

それでも法然には善正悪傍をはっきり示した言葉があるが、それは親鸞には見いだせないという反論もあろうけれども、それは今言ったように、社会的立場を考慮してのことであつたとしか考えられない。法然は少くとも九条兼実を初め、時の勢力の間にその名が十分に知れわたっており、ともかくも、善悪に関して何らかの表明をしなければならぬ立場にあつたのである。実に苦しい立場に立たされていたと言うべきであらう。だからこそ、興福寺が弾圧を加えてきた時に、弟子たちの動きに従って「七箇条起請文」を書いたことさえ、興福寺側は「彼の門弟達の道俗に告ぐる所によれば、上人の詞皆表裏あり、中心を知らず。外聞に拘わる勿れ」(興福寺奏状・副奏文)日仏全二四・一〇三)と警戒をしたほどであつたのである。この法然の立場を理解しなければ眞意をうかがうことはできない。親鸞は法然に比べれば、社会的にその名さええず、当時の記録には何も記されていない人であつた。まったく民衆の中に歿した無名の人であつたのである。この相違は重視されなくてはならない。今日から批判することは容易ではあろうが、当時においては「選択集」の公刊でさえも憚られた時代であつたのである。

庶幾いひおぼわくば一たび高覧を経て後、壁底に埋めて、窓前に遺すことなかれ、恐らく破法の人をして、悪道に墮せしめんことを(「選択集」末尾)

と。法然の恐れたのは「破法の人をして、悪道に墮せしめんこと」であったのである。善正悪傍も破法の人のための方便教であったとみるべきであろう。

四

家永氏は「三心料簡事」は他に所伝のない性質系統不明の記録であるから、しばらくこれを法然の思想から除いて考えてもよいであろうと言われるが、「醍醐本」として第一の「一期物語」以下「三昧発得記」まで、まとまった貴重な資料であり、「西方指南抄」を初め史料的价值の高いものの中に記載されているのに、その中の一部だけを疑うということはおかしいし、しかも、その疑問の根拠になっているものが、前述の悪人正機ということでは、薄弱な根拠といわなくてはならない。

むしろ、「三心料簡事」だけが他に所伝がないという理由は、偽撰として疑うよりも、過激な思想のために伝えることがむずかしかつたと考えるべきではなからうか。「三心料簡事」の末尾に記されている「善人尚を以て往生す。況んや悪人をや。口伝、これあり」という「口伝」という言葉がこれを示してあまりあるものである。「口伝」なのである。「歎異抄」の序文に「先師の口伝の真信に異なることを歎き」とあるのと符節を合するものがある。こうしてみると「三心料簡事」は決して他に所伝がなかったのではなく、それはまさしく「歎異抄」に引きつがれていったとみるべきものであろう。「歎異抄」は最後に「外見あるべからず」と記している。これは「口伝有之」の意図を受けついたのである。と言えるであろう。

さて、「三心料簡事」は以上のような内容をもったものである。とすれば、これは内容からみれば、「禪勝房への答」を含んだ「一期物語」と同様に、法然の思想信仰を述べているものであって、形からいっても、この篇の冒頭の書き出しは「付ニ疏第四ニ仰云」とあって、まったく前篇の継承なのであるが、一応別稿立てにして秘の扱いをしたものと考える。しかし、これも勢観房がみずから記したものであることは間違いないであろう。要するに勢観房の筆記は「一期物語」「禪勝房への答」「三心料簡事」の三篇までであり、内容的には後の二篇は、すべて「一期物語」の中に含まれるものであるということである。

次に通称第四篇とみられている「別伝記」であるが、ここから以下は第三篇までと同断には考えられない。説明の都合上、第六篇の「三昧発得記」からみていこう。この記の正文に

又上人在生の時、口称三昧を発得し、常に浄士の依正を見る。以て自ら之を筆す。勢観房之を伝うとある。また、記の奥に

この三昧発得の記は年来の間、勢観房秘蔵して披露せず。没後において図らずも之を伝え得て書き畢んぬとある。これによると、この記は法然の自筆のものがあり、勢観房がこれを伝えて秘蔵しており、勢観房の没後、恐らく弟子の誰かが発見し書写したということになる。といふことは、いわゆる「醍醐本」といわれているものは、勢観房の筆記した「一期物語」「禪勝房への答」「三心料簡事」に、この「三昧発得記」その他を加えて、勢観房に最も関係のある者が、彼の没後に編集したものであるということである。三昧発得ということは専称名号、無観称名の立場に立つ法然にとって、教義上からいって、非法然的であるから、これは法然に仮託して作られたものであるという説があるが、何も法然は三昧発得のために念仏せよと進められたわけでもなく、専修念仏の副次的所産として三昧に

到達されたのであろうから、それをもって直ちに非法然的であり、偽書であると断定することはできない。むしろ、法然はそのように誤られることを恐れて、これを勢観房にだけ伝え、彼もこれを秘蔵して一般公開しなかったと言える。思想信仰の伝達ということが、いかに困難なものであるかは、法然が生涯を通して身をもって体得したことであろうから。「西方指南抄」所収の「建久九年記」（法全八六五）が、この三昧発得記の和訳であることは、すでに先学の指摘されたとおりである。

次に第五篇の「御臨終日記」であるが、これは巻末に

上人入滅以後三十年に及び、当世上人に値あひ奉るの人その数多しと雖も、時代若し移れば、在世の有様に定めて臆味を懐くか。之がために今いささか見聞の事を抄記す。

とあるから、この日記は、上人入滅後三十年目である仁治三年（一二四二）に、当時すでに存在した「法然上人臨終行儀」（和文・「西方指南抄」所収）を、漢文体に統一して「抄記」したものと思う。この年は勢観房没後四年であるから、第六篇の「三昧発得記」の発見とはほとんど時を同じくしている。同時に、この日記は法然没後三十年に抄記されたものであるから勢観房の執筆でないことも明らかにした。この引用文を読んでもわかるように、「御臨終日記」をここに加えたのは、このごろの人は上人在世時代のことを知っているが、もし時代が推移すれば、だんだんわからなくなることから、ここに書き記すのだということである。ここでまた注意したいことは、この「入滅以後三十年」というのは「御臨終日記」にだけかかっていて他には及ばないという説が圧倒的に多いのであるが、第五篇につづく第六篇は便宜上「三昧発得記」とよんで独立の一篇のようにみているが、原文を仔細に読めば、第六篇には「三昧発得記」という別稿はたててはいないのである。しかも、第六編の冒頭は第五篇に続けて、「又上人在世之時」という文

で始まっている。この「又」という接続詞は両篇が別々のものではないことを示している。であるから、「上人入滅以後三十年」という句は両篇にかかっているものであり、しかも、恐らくこの「醍醐本」六篇の体裁を整えた年と考えて間違いないであろう。

次に第四篇の「別伝記」であるが、これも第五、第六篇とは趣旨の違う付録的要素をもったものと言える。当時、すでに「一期物語」とは別の伝記があつて、それには「一期物語」に誌されていないこと、また、異なつた記事が書かれているので、一応別の伝記として編集しておく必要を感じたのであろう。この伝記の特色は法然の修学に関する事蹟を中心としていることであつて、「一期物語」には述べられていない事柄である。また、法然の登叡の時期を父の死の事にしてあることも珍しいことである。恐らく「醍醐本」の編者が「一期物語」以下「三昧発得記」までを編集してみ、これ全体に「法然上人伝記」と名付けてみたが、伝記として当然なければならぬ誕生の事、両親の事、勉学のことなどがどこにも見いだせないもので、当時あつたと想像される法然伝（それが何であるかは未詳）から必要箇所だけを抜粋し、これを「別伝記云」として加えたものであろう。

要するに「醍醐本」の構成は

一 一期物語

二 禅勝房への答

勢観房執筆

三 三心料簡事……秘伝書

四 別伝記云……未詳の伝記……弟子摘記

五 御臨終日記……和文の原本……弟子漢文書

六 三昧発得記……法然自筆……勢観房秘藏……弟子書写
と考えられる。

五

最後に成立年時のことであるが、以上のことから推せば「一期物語」(「禅勝房への答」「三心料簡事」を含む)の成立の下限は、勢観房の没年である暦仁元年(一二三八)であり、上限は法然入滅の建暦二年(一二二二)ということになるが、この二十六年間のうちのいつに限定するかは困難な作業である。ただ「源空聖人私日記」と比較した場合に、(1)南都遊学、(2)善導との夢中対面、(3)桜池伝説の三点において、両書が無関係でないことがわかる。ところが「私日記」は中沢見明、田村円澄、三田全信氏らの研究によって、その成立年時は古く、中沢氏は現存するすべての法然伝の原形であるとし(「真宗源流史論」三四以下)、田村氏は法然滅後四年まで成立の上限を遡及しうる(「法然上人伝の研究」二五)といい、三田氏は法然上人の七回忌に相当する建保六年(一二二八)の成立と推定している(「法然上人伝の成立史的研究」四十)。これについても、なお研究の余地は十分残されているのであるが、一応これに従うとして、両書の前後関係がわかれば、「一期物語」の成立年時はなお限定されてくるわけである。

梶 村
昇
しかし、これについては田村氏は「私日記」を先とし、三田氏は「一期物語」を先として意見は正反対となつてゐる。両氏の主張はそれぞれ同上書を読んでもらうほかないが、それぞれ一理はあつても決して決定的材料というものはみられない。そういうものはないからだと言われればそれまでである。しかし次のようなことが言えないであらう

か。もちろん決定的材料などと言えるものではなく、むしろ勘に近いものではあるが。というのは、誰しも認めているように「私日記」は全文わずか二千五百余字の小篇であるが、すべてが神秘的奇瑞によつていろどられている。それに対し「一期物語」は奇瑞はほとんどなく冷静に事実を記録している。およそ伝記というものは年が経つに従つて神秘的要素が多くなるのが一般的である。それでは、その神秘的装いをこらし始めたのはいつごろであらうか。円城寺の長吏公胤が、法然滅後四年の建保四年（一一二六）四月二十六日、夢に「源空本地身大勢至菩薩」と告げられたということが、「西方指南抄」を初め、ほとんどの伝記に記され、一般にも流布された。ということは、これが奇瑞伝説のはしりであり、いかに一般がそのことを待望していたかを示すものにほかならない。神秘的装いはこうして徐徐に生まれていくものである。「私日記」はその集大成的なものと考えられる。一度神秘的装いをしたものを、短時日に、しかも同じ渴仰者が剝ぎとってしまうことは不可能である。両書のうち、いずれかが他を見ているとすれば（事実、文章が全く同じ所があるので、そう断定してよいと思う）、当然神秘的なるものが後であることは間違いないからう。

次に「一期物語」が浄土宗以外の他宗を意識しているのは、教団の存在を予想しているからであり、「私日記」には宗派意識がないので、この点から「私日記」が先であるという説もあるが、これは逆であると思う。たしかに「一期物語」には

或時云、我立_三浄土宗意、趣書、為_レ示_ニ凡夫往生_ニ也。若依_三天台教相者、雖_レ似_レ許_ニ凡夫往生_ニ判_ニ浄土至浅薄_也（法伝全七七五）。

とある。しかし浄土宗を立てるということは「選択集」にも無数にでてくることであつて、勢観房にとっては何も異

とするところではなかったはずである。むしろ、教団を予想することの困難さは法然滅後日が経つに従って増加していったことは「嘉禄の法難」等の事実が示すところである。教団を予想せずに、もっぱら法然を神秘的壯嚴さの中にだけ現わそうとする意図こそ、むしろ教団に触れられない事態の困難さを推察させるものがある。すなわち法然を宗派を超越した超人的存在と意識させる必要があったということである。「浄土宗年表」によると、

- 1 建保五年（一二二七）延暦寺宗徒蜂起の風聞あり、念仏衆徒逃散
- 2 承久元年（一二二九）院宣をもって専修念仏停止
- 3 貞応元年（一二三二）専修念仏停止

4 元仁元年（一二三四）山徒の強訴により専修念仏禁止

と、専修念仏への弾圧は続いている。恐らく「私日記」の成立はこのころであろう。しかし、「私日記」には「承久の乱」（一二二二）について何も触れていないということから、それ以前と推測されているから、結局、三田氏の建保六年（一二二八）ころとの説がもっとも妥当であると考える。「一期物語」は当然これ以前であり、しかも、弾圧はあったというものの、まだ、純粹に教義の正しさをわからせることによって一宗の確立、それは今日考えられるような教団の確立ではなくして、教義的独立を意味する一宗の確立ができると考えていたころ、すなわち法然滅後二、三年のころの成立と考える。それはあまりにも早すぎると思われるかも知らないが、「四十八卷伝」に勢観房は

上人遷化の後は、社壇ちかく居をしめて、つねに参詣をなんせられる。勢観房一期の行状は、たゞ隱遁をこのみ自行を本とす（第四十五卷・法然伝全一八六）。

とあることによっても、彼は上人滅後、隱遁をこととして、上人の語録の整理に当たっていたものと考えられるのであ

る。

「別伝記」もわずか七五〇字ほどの小篇であつて、成立もよくはわからないが、文中に法然が学んだ四人の師匠がみな法然に弟子の礼をとつたこと、三井の公胤の夢告のことが半分以上を占めているところをみれば、建保四年（二二一六）の公胤夢告の直後ころの成立ではなからうか。「私日記」にある十八才遁世後に、「法華修行之時、普賢菩薩眼前奉拝、華嚴披覽之時、小蛇出来」「聖人夜経論ヲ見、雖無ニ灯明ニ室内有レ光如レ晝」というような奇瑞が、当然書かれてよい箇所に記載されていないということは、「私日記」成立以前のものと考えられる、

以上を要約すれば、いわゆる「醍醐本」は

一 「一期物語」「禪勝房への答」「三心料簡事」の三篇は、勢観房源智の執筆したもので、建保二年（二二一四）ころのものと思われる、

二 「別伝記」は撰者不明であるが建保四年（二二二六）ころ成立したものが、

三 上記一、二に「御臨終日記」「三昧発得記」を加えた、いわゆる「醍醐本」は勢観房の弟子が編集したもので、成立は法然滅後三十年の仁治三年（二二四二）のものである。

ということになる。大方諸賢の御叱正を戴ければ幸甚である。